

「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」

昭 49. 7. 26 基発第 387 号

社会福祉施設における宿直勤務について、一般の宿直勤務の場合と同様に常態としてほとんど労働する必要のない勤務のみを許可の対象とし、昼間の通常の労働の継続勤務延長である場合には宿直として許可すべき限りでないことは、昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号により示されているとおりでありますが、その許可に当たっては、左記のとおり（下記の基準）により取り扱われたい。

記

1 社会福祉施設における宿直勤務については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に、労働基準法施行規則第 23 条による許可をあたえるよう取り扱うこと。

(1) 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。

(2) 夜間に従事する業務は、前記通達（昭和 22 年 9 月 13 日付け発基第 17 号）一般の宿直業務のほかは、少人数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。

したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。

(3) 夜間に十分睡眠がとりうること。

(4) 上記以外に、一般の宿直許可の際の条件を満たしていること。

2 社会福祉施設に保育等が住み込んでいる場合、単にこれをもって宿直として取り扱う必要はないが、これらの者に前記通達で示されている一般の宿直業務及び上記 1 の（2）の業務を命ずる場合には、宿直業務として取り扱うことを要するものであること。

s49. 7. 26 基監発 27 号

昭和 49 年 7 月 26 日付け発基第 387 号をもって通達された「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」の運用に当たっては、下記の見解に留意されたい。

記

（通達の性格）

1 社会福祉施設の宿直許可の基準は、施設の特異性からして特例を認め通達したものか。

（見解）

社会福祉施設における宿直許可の取扱いについては、従前示されていた一般の宿直許可基準のみでは明確でないので、その取扱いの細部を明らかにしたものであって特例を認めたものではない。

（軽度かつ短時間の作業）

2 本通達に示された「軽度かつ短時間の作業」とは、どの程度の作業をいうのか。

(見解)

「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限定として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうものであること。

(事例1)

3 養護老人ホームで所定就業時間(8時から17時まで)終了後下記のような断続的勤務がある場合、おむつ取替えの時間(20時から21時)と着衣等介助、掃除の時間(6時から8時)は労働時間とし、これらの時間を除く17時から8時までを宿直とすることはできないか。

事例1

17時まで	所定就業時間
17時から19時まで	見廻り(約10分)、宿直室で待機
19時から20時まで	宿直室で待機
20時から21時	おむつ取替え
21時から6時まで	宿直室で睡眠
6時から8時まで	掃除、着衣等介助
8時から	所定就業時間

(見解)

設問のごとく、常態的に毎晩おむつ取替えが1時間ある場合は、所定就業時間終了後(17時)から宿直とすることは認められない。

宿直は、通常の労働から完全に解放された後のものであり、したがって、この場合は、21時以降6時までが宿直許可の対象とされる。

4 上記の場合、睡眠時間中に老人の急病等のため介助することがあるが、その場合は如何に取り扱うべきか。

(見解)

法第33条又は法第36条に基づく時間外労働の手続きを行わなければならない。また、その時間に対応する時間外労働及び深夜業に対する割増賃金を支払わなければならない。

なお、このような介助作業が度々(たびたび)ある場合には、宿直の許可が与えられないこととなるので、交代制等の勤務体制が必要となること。